

第4章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

1. 親と子の健やかな成長を支援します

(1) 親と子への切れ目のない健康支援

① 妊娠・出産期から子育て期への切れ目のない支援

少子化の進展を背景とした子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育まれるよう、子育て家庭が抱える健康上の様々な課題に応える母子保健サービスの提供とともに、妊娠、出産、子育てのライフサイクルを通じて、関係機関と連携した切れ目のない体制による健康支援を推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠から出産及び育児に関する情報提供をあわせて行います。また、保健師等がすべての妊婦と面接することで支援の必要な妊婦を早期に把握します。	子ども相談課
2	ママパパ教室	妊婦とその家族を対象に、絵本の紹介やおもちゃの紹介・作成、先輩ママとの交流、沐浴実習、パパの妊婦体験、妊娠中の食事の話をします。開催日時等を工夫し、父親を含めた参加が促進されるよう取り組みます。専門職から一方向に指導するのではなく、先輩ママや参加者同士での交流にも重きを置き、楽しみながら参加してもらえるような場を提供していきます。	子ども相談課
3	すくすくママ訪問	保健師等が、妊娠中期の妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産の不安や悩みの相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	子ども相談課
4	妊婦訪問指導	医療機関と連携し、早期から支援の必要な妊婦の把握に努めます。また、すくすくママ訪問と連携し、妊婦が不安なく出産、育児ができるよう、保健師等が訪問し、妊娠・出産、育児に関して必要な保健指導や相談を行う等、切れ目のない支援を提供します。	子ども相談課
5	妊婦健診	妊婦の健康管理を図り、疾病の早期把握及び健康状態の把握のための健康診査を行います。健診受診の大切さを啓発し、健診結果を踏まえて継続的な支援につなげます。	子ども相談課
6	すくすくベビー訪問	保健師等が、生後3週間～2か月ごろの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、計測を通して発育相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	子ども相談課
7	乳児家庭全戸訪問事業 (こんごは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、育児不安の解消や孤立の防止を図り、必要な支援を行います。	子ども相談課
8	産婦・新生児訪問指導	保健師等が、産婦・新生児のいる家庭を対象に、すくすくベビー訪問と連携しながら、必要な育児手技、疾病の予防、日常生活や育児に関する訪問指導を行います。	子ども相談課
9	赤ちゃん相談	乳児の保護者に対して、育児・栄養・母乳相談、歯科相談などを行うことで、育児不安の解消に努めます。	子ども相談課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
10	妊婦歯科健康診査	妊婦に対し、歯周組織の健康状態の検査及び検査結果に基づいた保健指導を行い、妊娠中に悪くなりやすい歯周病やむし歯の早期発見と予防につなげます。受診率向上に努め、必要に応じて歯科医師と連携していきます。	子ども相談課
11	未熟児養育医療費給付事業	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	子ども福祉課
12	産婦健康診査	産婦の健康管理を図り、疾病や産後うつ等の早期把握のための健康診査を産後に2回行います。健診受診の大切さを啓発し、健診結果を踏まえて継続的な支援につなげます。	子ども相談課
13	新生児聴覚検査	新生児の聴覚スクリーニングを行い、難聴の早期発見・早期治療につなげます。検査の大切さを啓発し、健診結果を踏まえて継続的な支援につなげます。	子ども相談課
14	産後ケア事業	産後に家族等から十分な支援が得られず、心身の不調または育児不安等がある産婦に対し、心身のケアや育児サービスを行うことにより、産後も安心して子育てができるよう支援します。	子ども相談課
15	不育症治療費助成制度	不育症のため、子を持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療に要する費用の一部助成を実施しています。	子ども相談課

② 子どもの成長と発達への支援

子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るなど、子どもの健やかな成長と親の子育て不安が軽減されるよう支援します。

また、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などを行い、虐待予防にも努め、子どもの健やかな成長・発達とゆとりをもって子育てができる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
16	乳幼児健診	保健センターにて乳幼児健診を行います。その際、子どもの心身の健康状態だけでなく、親の保育状況や生活状況等を確認し、適切な機関につなげるなど継続した支援を行います。さらに、各健診等で支援が必要とされた乳幼児を対象に、「すこやか健診」で経過観察、事後相談を行います。保護者が安心して受診できるよう、必要な感染予防を実施し、待ち時間を短縮する等の工夫に努めていきます。	子ども相談課
17	予防接種	感染症予防を図るため、乳幼児、学童を対象とした各種予防接種の正しい知識を啓発し、定期接種の接種勧奨に努めます。	子ども相談課
18	歯科保健事業の充実	歯科疾患予防事業として1歳7か月児・2歳6か月児・3歳6か月児を対象に、歯科健診・歯科相談を実施します。保護者が安心して受診できるよう、必要な感染予防を実施し、待ち時間を短縮する等の工夫に努めていきます。	子ども相談課

③ 「食」を通じた健康づくりの推進

乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、「食」を通じて豊かな人間形成を育むとともに、母性の健康の確保に向けて、妊婦や子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

また、食生活改善推進員とともに「食」に関する取組を推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
19	離乳食講習会	離乳期の乳幼児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方を実習、試食する講習会を開催し、離乳食に関する正しい知識の習得を支援します。SNSを使った普及・啓発を行う等、保護者の関心につながるPR方法を検討していきます。	子ども相談課
20	幼児食講座	幼児とその保護者を対象に、幼児食の調理実習を行い、望ましい食習慣の習得を支援します。	子ども相談課
21	学校給食	給食を生きた教材として活用し、望ましい食習慣や食に関する人々への感謝の気持ちの育成、食品ロスへの理解促進などに努めます。また、食物アレルギーのある児童生徒の情報を共有し、安全・安心な給食の提供に努めます。学校給食における食物アレルギー事故を防止するため、提供する原材料の見直しや食物アレルギー対応マニュアルの見直しを行っていきます。	教育総務課
22	教育・保育要領の「食育」の推進	公立認定こども園において、給食の提供や菜園・クッキング等を通して食の大切さを伝え、また、保護者に対し給食メニューの配布を行い、家庭での食育を啓発します。	子育て支援課
23	キッズキッチン	小学生を対象に調理実習を実施し、食の大切さを学ぶとともに、協力し合って調理する楽しさを体験する機会を提供します。食育を担うボランティア団体である貝塚市食生活改善推進協議会会員の高齢化に伴い、従事人数の確保が困難になっており、対象となる参加者の見直しを含めて検討していきます。	健康推進課 中央公民館

④ 小児保健医療体制の充実

子どもの事故や病気等に迅速かつ適切な対応が図れるように、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医を持つことを推進するための啓発を行います。

また、大阪府をはじめ、医師会や近隣市町との連携を深め、小児の初期救急医療体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
24	小児救急医療体制の確保	土曜日・日曜日・祝日・年末年始においても適切な医療が受けられるよう、小児救急医療体制の確保に努めます。開業医の高齢化や医師の働き方改革による勤務医の不足等で、医師確保が困難となるため、医療体制の検討をしていきます。	子ども相談課
25	子ども医療の助成	18歳到達の年度末までの児童が必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。	子ども福祉課

⑤ 思春期における健康づくりの推進

様々な社会的影響を受けやすい思春期のこころとからだの健康づくりに向けて、学校と保健センター、関係機関が連携を図り、性の問題や喫煙、飲酒、薬物などの子どもの健康を脅かす問題に対する正しい知識の普及・啓発を行います。

また、不登校などのこころの問題に対しては、専門相談員による相談体制の充実や、未然防止、問題解決に向けての取組を強化します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
26	薬物乱用防止	学校相談員（警察OB）や、薬物に関する関係機関と連携し、児童生徒への正しい知識の普及に努めます。	学校教育課
27	性教育	病院や保健センター等と連携し、こころとからだの健康を啓発し、児童生徒の健全な育成に努めます。	学校教育課
28	教育相談員配置	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課
29	青少年育成関係機関・団体との連携	青少年指導員の資質向上と、青少年を犯罪や非行から守るため関係機関・団体等との連携を図ります。府や各市町の担当部局と、様々な機会を捉えて交流し、団体などへ提供できる情報の質と量の改善を目指していきます。	青少年教育課

（２）人間性を輝かせる教育の充実

① 就学前教育・保育の充実

保育所や幼稚園・認定こども園などでは、協調性や自立心の育成など、乳幼児期の子どもの育ちを重視する就学前教育・保育を充実するとともに、小学校への円滑なつながりに配慮した取組を図ります。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
30	3～5歳児の就学前教育・保育の充実	保育所や幼稚園・認定こども園など多様化する保育ニーズに対応した受皿の整備を行うとともに、教育・保育従事者向け研修等を実施し、教育・保育の質の確保に努めます。民間の特定教育・保育施設において、適切な保育の実施ができるよう支援を行っていきます。今後も「非認知能力」の育成について、幼稚園とこども園との連携強化を図っていきます。架け橋プログラムについては、モデル地域において作成したカリキュラムに基づいた実践を推進し、趣旨に即したカリキュラムや教育方法の充実・改善を図っていきます。	子育て支援課 学校教育課
31	公立幼稚園での預かり保育事業	保護者の利用ニーズを踏まえ、事業の充実に努めます。	学校教育課

② 生きる力を育む学校教育の充実

新学習指導要領が育成を目指す資質・能力を踏まえた、確かな学力の向上をめざすとともに、人権・道徳などの心の教育や、スポーツ活動をはじめとする健康教育を充実するなど、「生きる力」を育む教育を推進します。

また、不登校やいじめなどの問題への支援体制の強化、学校教育施設の整備など、子どもたちが安心して過ごせる教育環境の充実に努めます。さらに、家庭・学校・地域との連携をより一層深め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
32	英語指導助手配置	全小・中学校に配置した英語指導助手により、小学校外国語科や外国語活動、中学校英語科の授業において、聞く・話す等のコミュニケーション能力を高めるとともに、担任や外国語指導担当者と英語指導助手との連携を深め、語学授業の改善を図っていきます。	学校教育課
33	研究学校支援事業	新学習指導要領に則った授業づくり、学習評価を指導に生かした授業づくりを推進するための実践的研究を進め、全校で研究成果を共有し実践できるよう支援します。引き続き個別最適な学びと協働的な学びの一体化を目指した授業づくりの研究を推進していきます。	学校教育課
34	まなび舎事業	子どもたちの学力向上を目指して放課後の自主学習を推進します。また、事業を担う放課後学習支援アドバイザーの確保に努めます。アドバイザーについては、教育実習を経験した各校の卒業生等に依頼し、より子どもたちのニーズに合うよう改善を図っていきます。	学校教育課
35	人権教育推進事業	市内小・中学校、高校の人権学習の受け入れ、及び出前講師の派遣に積極的に応え、人権教育の啓発を進めます。また、各学校に対し、人権教育に係る情報提供とともに、研究授業や研修会において指導助言を行います。	学校教育課
36	特別支援教育の推進	教育支援委員会や就学相談等により、適切な就学を支援していきます。また、特別支援教育、障害者理解教育が推進されるよう、全教職員を対象に研修を行います。各校の特別支援教育コーディネーターが校園所での参観や保護者との面談に参加し、積極的に就学・進学相談に関わる体制を整えていきます。	学校教育課
37	児童生徒健全育成	児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう学校が一体となった生徒指導・支援体制を整備・充実します。	学校教育課
38	教育相談	教育相談室で悩みの電話相談や不登校カウンセリングを行うなど、教育相談を充実します。また、小・中学校においても専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置するなど、教育相談を充実します。	学校教育課
39	教育支援センター事業	不登校生に学校の指導以外の場で指導援助する教育支援センターにおいて、個に応じた対応を図ることにより、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援します。ICTを活用し学校や関係機関との多様な連携方法を模索することで、誰一人取り残されない環境整備を推進していきます。	学校教育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
40	教育相談員配置 〔No. 28 再掲〕	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課
41	子どものインターネット依存の防止対策	児童生徒に対して授業等でインターネットとの付き合い方を指導するとともに、保護者に対して講演会等でインターネット依存防止について啓発を行います。インターネットでのいじめ等に関する実践事例を小・中学校で交流する場を持ち取り組んでいきます。	学校教育課
42	中学校クラブ活動助成	全中学校のクラブ活動の活性化に努めます。	学校教育課
43	部活動指導員配置事業	各中学校のクラブに、大学生や地域住民等を部活動指導員として配置することにより、各競技や活動に係る専門的な指導の充実と、教員の働き方改革に努めます。	学校教育課
44	教職員研修事業	教育研究センターにおいて、学校現場での多様な課題に対応できるよう、教職員に対し様々な研修を企画・実施し、教職員の資質向上を推進します。	学校教育課
45	コミュニティ・スクール推進事業	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、全小・中・義務教育学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が相互に連携・協働を図りながら「地域とともにある学校づくり」を推進します。	学校教育課
46	市PTA協議会育成事業	公立幼稚園・小・中・義務教育学校のPTA代表者と学校園長代表で構成する協議会が、子どもたちの健やかな成長のために学校、家庭、地域の環境を向上させられるよう活動の支援を行います。	社会教育課

③ 社会性を育む多様な体験活動と遊び環境の充実

市内の保育所や幼稚園、認定こども園をはじめ、青少年センター、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動を推進します。

また、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもが地域において主体的に活動できる機会や場の提供に努めます。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
47	地域の公園や広場の活用促進	地域に整備されている公園や広場が、地域の子どもたちが気軽に遊び、自然との親しみや地域住民とのふれあいがもてるような遊び場、憩いの場として活用されるよう促すとともに、子どもが安全にのびのびと遊べる環境づくりに努めます。遊具の更新や施設の整備を引き続き推進し、多様化する市民ニーズに応えるため、官民連携等を活用し、安全・安心に遊べる環境づくりを目指していきます。	公園緑地課
48	レッツTRY	中高生を中心に、青少年世代の様々な表現活動や、グループ活動を支援するために施設の開放や活動の相談を行います。青少年のニーズや取り巻く状況を把握し、関係施設等と連携しつつ参加者の利用につなげていきます。	各公民館

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
49	プレーパーク支援事業	貝塚子育てネットワークの会による、子どもたちの冒険遊びの場づくりを支援します。プレーパークに関わる担い手や実行委員の増員に努めていきます。	中央公民館
50	放課後子ども教室	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、また地域のボランティアの方々の協力を得て放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。ボランティアの高齢化がすすんでいるため、運営を担う新たな人材の確保に努めていきます。引き続き、制度の周知に努め、地域社会全体で子どもたちの豊かな成長を育む環境を提供していきます。	社会教育課
51	低学年育成事業	小学校低学年の子どもたちの社会性を育むため、集団での多様な体験活動や遊び環境を提供するとともに、安心して過ごせる居場所づくりに努めます。	青少年人権教育交流館
52	高学年向け活動	小学校高学年の子どもたちの社会性を育むため、集団での多様な体験活動や遊び環境を提供するとともに、安心して過ごせる居場所づくりに努めます。また、子どもたちの自主性を育む活動の提供に努めます。	青少年人権教育交流館
53	講座・行事等開催事業	土曜日や小・中学校の長期休みを活用し、交流・創作・親子のふれあい・人権・文化・スポーツ等、多様なテーマで参加型・体験型の講座事業を実施します。	青少年人権教育交流館
54	子ども環境美化活動	カン・ペットボトル等のポイ捨てゴミを、仲間とともに回収することにより、町をきれいにする心を育み、海洋プラスチックごみ問題等への環境美化意識を高めてもらうことを目的として実施します。	環境衛生課
55	環境教育の推進	「総合的な学習の時間」をはじめ、学校での各教科等での取組を通して、身近な環境に対する理解と認識を深め、環境を大切にすることを育てます。また、家庭や地域との関わりの中で、よりよい環境の創造に向けて、自然愛護や環境保全に積極的に関わろうとする実践の態度の育成に努めます。児童生徒が興味を持って取り組める工夫を行っていくとともに、クリーンセンターや水みらいセンター等、地域の施設を効果的に活用していきます。内容については、より多くの子どもたちに興味を持ってもらえるよう見直しを行いながら、今後も継続して実施していきます。	自然遊学館 学校教育課 環境衛生課
56	少年の主張大会	小・中学生が発表する思いを通して、より多くの大人たちに青少年健全育成への理解を深めます。小学校や関係団体等との連携を図り、児童の自己効力感を高めていきます。	青少年教育課
57	昔あそび出前事業	遊び隊（昔あそび隊・折り紙隊）が学校などに出向き、昔あそびを通して子どもや地域の人と交流します。また遊び隊を担う後継者の育成を図ります。隊員の高齢化が進んでおり、隊員募集方法を検討していきます。	中央公民館
58	社会教育施設活用事業	子どもが主体的に活動できるよう各施設の特徴を生かした取組を進めます。今後も多様な体験活動と遊び環境の提供を行います。	善兵衛ランド 自然遊学館 各公民館 図書館 青少年人権教育交流館
59	子ども対象スポーツ教室事業	幼児に必要な運動機能の発育促進や、小学生にスポーツの楽しさを体験してもらうことなどを目的とした教室を開催します。	スポーツ振興課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
60	スポーツ少年団活動の充実	地域社会の中で、スポーツによる交流や文化・学習活動、社会活動を通じて青少年の健全育成を行うスポーツ少年団の活動を支援します。	スポーツ振興課
61	スポーツ交流事業	日本生命の野球部及び女子卓球部の指導者・選手と本市の小学生、園児とのスポーツ交流を実施します。	スポーツ振興課
62	青少年団体の育成及び青少年育成者組織活動の振興	青少年健全育成に取り組む各種団体・指導者の育成を図ります。また、各種団体と連携した様々な体験・交流活動を通じ、子どもの健全育成を図ります。子どもたちの実態に即した内容の検討を怠らず、体験・交流活動を実施していきます。新しい人材の獲得や担い手の育成を支援していくとともに各団体の活性化を図っていきます。	自然遊学館 青少年教育課 中央公民館
63	学習支援事業	青少年センター内図書室に勉強に来る学生を対象に、有償ボランティアとして登録している大学生のチューター（学生支援員）が学習支援を行うことにより、学生の学力向上を目指すとともに、「学生の居場所づくり」の環境整備を推進する。	青少年教育課
64	おはなし会	ボランティアの協力のもと、絵本の読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリングなど、子どもの感受性や想像力を豊かに育むための催しを行います。	図書館

④ 次代を担う親の育成

中・高校生などこれから親となる世代が将来家庭を持ち、子どもを産み育てたいと思えるように、確かな勤労観・職業観を育て、子育てや家庭の大切さについて理解を深めるための教育や啓発を行うとともに、乳幼児とのふれあいや交流を促進する機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
65	中学生の保育体験	中学2年生の職業体験学習の一環として実施する、幼稚園、認定こども園等での保育体験などを通して、中学生と乳幼児とのふれあいの機会を図ります。	学校教育課
66	キャリア教育推進事業	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てるとともに、生きる力を身につけさせ、自立できる子どもたちを育てる教育を推進します。各校において、職業体験や探究的な学習に取り組むとともに、府のプロジェクトの活用促進を行っていきます。	学校教育課
67	体験学習	中学生に確かな勤労観を身につけさせるために、職業体験学習を実施します。	学校教育課

2. 家庭や地域における子育てを支援します

(1) 家庭における子育て支援

① 子育て情報の提供と相談窓口の充実

すべての子育て家庭が住み慣れた地域で、安心して子育てができるよう保健・福祉・教育などの各主体が連携し、総合的な子育て相談支援体制の充実を図ります。

また、様々な媒体を活用し、子育てに関するサービスや相談窓口等の積極的な情報提供を行い、子育て家庭がそれぞれの状況やニーズに応じ、適切なサービスを利用できるよう支援します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
68	家庭児童相談室	就学前から就学後の切れ目ない対応、相談種別全般への対応が行えるよう、必要に応じ迅速に関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。また相談員の資質向上に努めるなど相談体制の充実を図ります。令和5年4月から加わったDV、ヤングケアラー支援事業についても、きめ細かく丁寧に対応できるよう、各機関と調整を行っていきます。	子ども相談課
69	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターでは、親子教室、子育て学習会、出前ひろば、子育てに関する相談や情報提供を実施します。また、つどいのひろばを通じて親子の交流の場を提供します。多様化する子育てに関するニーズに対応できるよう、今後も本事業を推進していきます。	子育て支援課
70	家庭支援推進保育事業	家庭環境に支援を要する園児及び在宅児童への家庭訪問・育児相談などを行い、保育の専門性を生かした支援を行います。	子育て支援課
71	子育て情報の発信	市の子育て支援サービスをホームページに掲載し、公民館や子育て支援センター、その他子育て支援に関わる地域の機関との協働で「子育てナビゲーション」を発行します。また、市内公園、各施設の地図や、子育て支援事業などを記載した「子育てガイドブック」を発行します。子育ての助けになるよう内容を充実させ、幅広く周知するために、市ホームページや子育て世代向けウェブアプリ「ためまっぷかいづか」等の電子媒体での広報を進めていきます。	子育て支援課
72	すくすく子育て応援隊	地域の子育て家庭において、子どもの養育に関する保護者からの相談に応じ、訪問等により必要な情報提供及び助言等を行います。子育て等の相談ができる場として広く周知し、より安心で相談しやすい環境づくりに努めていきます。	子育て支援課
73	赤ちゃんルーム まめっ子ルーム ヤマチクオープンサロン SALON BeBe	0歳児及び多胎児（就園前）を持つ親・妊婦に保育室を開放し、居場所の提供を行います。気軽に立ち寄ることができるよう、周知に努めながら、参加者の増加を図っていきます。	各公民館
74	教育相談	相談員による子育て教育相談を行い、子育て・学校生活の悩みに対応します。	青少年人権教育交流館
75	進路選択支援相談	個別相談や出張相談会を通じて、奨学金制度や貸付制度についての相談に応じます。	青少年人権教育交流館

② 家庭の教育力の向上

子どもの成長過程に応じた適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報や相談、学習のための機会を提供するとともに、親子のきずなや家庭の大切さへの理解を深める取組を充実します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
76	ブックスタート	「こんにちは赤ちゃん事業」による訪問時に、乳幼児に適した絵本を手渡し、保護者が絵本を介して子どもと時間を共有できるよう支援します。引き続き「こんにちは赤ちゃん事業」を通じて、絵本を配布していきます。	図書館 子ども相談課
77	子育て講座（保育つき）	保育つき講座など、子育て中の親に対して、家庭教育に関する学習機会や親同士の交流の場の提供に努めます。	各公民館 青少年人権教育交流館 子育て支援センター
78	家庭教育学級	子どもたちの豊かな心を育み、健やかな成長を願う親たちの自主的な学習活動の場、また、親同士がつながり合う場として全小中学校に開設している家庭教育学級の充実に努めます。就労する親の増加により、学級生が減少し学級運営が困難になってきているため、引き続き案内や家庭教育学級通信を配付し、家庭教育学級の周知に努めていきます。	社会教育課
79	「かいづか家族の日」事業	毎年11月第3日曜の「かいづか家族の日」を中心として、家族や家庭をとりまく地域の大切さについて理解を深め、子育てを応援するために、作品コンクールをはじめとする「かいづか家族の日」関連事業を全庁的に取り組みます。	社会教育課

③ 男性の子育て参加の促進

男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を推進します。

また、男性が子育てに関する知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実するとともに、男性が参加しやすい事業の実施に努め、子育てへの参加・参画に対する男性の抵抗感や役割分担意識の払拭を図ります。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
80	ママパパ教室 〔No.2 再掲〕	妊婦とその家族を対象に、絵本の紹介やおもちゃの紹介・作成、先輩ママとの交流、沐浴実習、パパの妊婦体験、妊娠中の食事の話をします。開催日時等を工夫し、父親を含めた参加が促進されるよう取り組みます。専門職から一方向に指導するのではなく、先輩ママや参加者同士での交流にも重きを置き、楽しみながら参加してもらえるような場を提供していきます。	子ども相談課
81	男女共同参画意識の普及	男女がともに家事や育児に参加し、仕事と家庭の調和を実現するために、啓発誌の発行や、フォーラムを開催し、男女共同参画の意識の普及を図ります。また市内の企業や団体等に男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、小・中学校では男女共生教育の充実に努めます。今後も、男性の子育て参加をはじめ男女共同参画を推進する広報・啓発に取り組んでいきます。ジェンダー平等教育推進委員会と連携し、各学校への取組の充実に向けて、情報提供や研修会を実施していきます。	人権政策課 学校教育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
82	父親の子育て交流の場づくり	父子のふれあい遊び・手作りおもちゃなどを通じて父親の子育て参加・交流を図ります。父親と子どもだけでなく、家族参加の内容も含め、形態や内容を工夫し、より幅広い層が参加できるよう考慮していきます。	浜手地区公民館 山手地区公民館

④ 子育て家庭の経済的負担の軽減

児童手当をはじめ、令和元年(2019年)10月から始まった幼児教育・保育無償化など出産・子育てに関する経済的支援のための制度や各種福祉施策の周知を図り、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
83	幼児教育・保育の無償化制度の適切な運用	令和元年(2019年)10月から始まった幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、教育・保育の質の維持・向上が図られるよう施設と連携し適切に運用します。	子育て支援課
84	実費徴収に係る補足給付費交付事業	新制度未移行幼稚園に通う子どもの世帯で、低所得世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯に、副食費の実費徴収分の一部を補助します。対象世帯への経済的支援として、本補助事業を継続していきます。	子育て支援課
85	利用者負担額の軽減	保護者負担に配慮した適正な保育料設定を行います。	子育て支援課
86	就学援助事業	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けることができるように就学に要する経費の一部を支給します。	学校教育課
87	児童手当	18歳到達の年度末までの児童を養育している世帯に支給します。	子ども福祉課
88	児童扶養手当	父母の婚姻の解消等により父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり、18歳到達の年度末までの児童等を養育している父または母や養育者に対して、手当を支給します。	子ども福祉課
89	子ども医療の助成 〔No. 25 再掲〕	18歳到達の年度末までの児童が必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。	子ども福祉課
90	ひとり親家庭医療の助成	ひとり親家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課
91	大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を援助するための資金貸付を受け付けます。相談者に対し、各種貸付制度について丁寧に説明を行い、適切な制度利用につなげていきます。	子ども福祉課
92	障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に支給します。	障害福祉課
93	特別児童扶養手当	重度または中度の障害がある20歳未満の方を養育している人に支給します。	障害福祉課
94	出産費用の助成	経済的に困窮する妊産婦を対象に出産費用の一部を助成します。	子ども福祉課

(2) 地域で支えあう子育ての推進

① 子育てに対する市民の関心の喚起

地域ぐるみで子育てを見守り支えるため、子育て支援の重要性についての理解を深め関心を高めるための意識啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
95	市民への子育て意識の啓発	地域社会全体で子どもを育み、見守る環境の重要性について市民一人ひとりの理解や認識が深められるよう、様々な機会を通じて市民に対する広報、啓発を進めます。また学校、家庭及び地域が協働して行う豊かな人間関係づくりのための教育コミュニティ活動に対し貝塚元気アップ事業補助金を交付し、地域ぐるみで子どもを育む機運を高め意識啓発につなげます。	社会教育課
96	子ども作品展の開催	子どもポスターコンクールなどを通じて、次代を担う子どもの環境意識向上につなげるための啓発活動や体験活動の充実に努めます。	地区福祉委員会 (社会福祉協議会)
97	ほっとタイム	図書館の利用時間内において、子どもが声や音を出してもよい時間帯を設定し、市民が子育てを温かく見守る機運を醸成するとともに、子育て世代の図書館の利用を促進します。	図書館

② 地域の支えあい・助けあいによる子育て支援の充実

地域における子育て支援サービスを充実するとともに、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、地域との協働による子育て支援の取組や、子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
98	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、認定こども園等への送迎、一時的な預かりなど相互協力活動を促進します。利用会員が子育て終了後、協力会員として登録し、相互に協力して運用できるよう努めていきます。	子育て支援課
99	民生委員・児童委員活動	こんにちは赤ちゃん訪問を通じて、家庭と地域を繋ぐきっかけを作ることで、子育て世帯の孤立を防ぐ活動を推進します。また、民生委員・児童委員が、児童や子育てに関する身近な相談相手でもあることを周知するため、広報活動も行っていきます。	福祉総務課
100	地域学校協働活動	地域ぐるみで子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である地域学校協働活動を推進していきます。	社会教育課
101	出前事業	まちのすぐれものの登録者を活用した出前講座や、地域の町会館・公共施設に出向いて相談に応じる出前保育など、地域のニーズに応じた出前事業を開催し、子育て支援や世代間交流を促進します。地域に出向く機会を増やすとともに新しい地域を開拓していきます。利用者の地域的な特性を生かし、様々な方策を検討し、今後も在宅の子育て支援に努めていきます。	各公民館 子育て支援センター

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
102	保育ボランティア養成	保育付き講座開催において、保育ボランティアの確保・養成のための講座を実施し、子育て支援者として、受講後の活動場所の確保、拡大に努めます。保育ボランティアの養成やスキルアップ、交流の機会を検討していきます。	各公民館
103	子ども食堂支援事業	食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動に対して支援を行います。開設相談、食材支援や情報提供等を実施しながら、地域で活動する子ども食堂を支援していきます。	子ども相談課

③ 子育てに関するネットワークづくりの充実

子育て中の親などによる子育てサークルやそのネットワークがさらに発展するように支援します。

また、子育て支援に取り組む関係団体・機関が協力・連携した活動を促進し、その活動を通じ、地域の教育力の向上やつながりの強化を図り、次代を担う子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支え助け合えるネットワークを充実します。

さらに、子育てネットワークの団体等と行政が協働し、安心して子どもを産み育てていくための事業や環境整備に努めます。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
104	貝塚子育てネットワークの会との共催事業	仲間とともに学びながら子育てができる環境づくりを目指して、貝塚子育てネットワークの会と共催する事業を充実します。講座企画について、子育てを広くとらえる視点や講師情報の提供等の支援をしていきます。	中央公民館
105	子育てサークル、ネットワークづくり	子育てサークル、子育てネットワークの会からの相談に応じるとともに、自主運営を促し、共同作業、共同学習の中で親の社会性、子どもの育ち、地域での関係性を豊かに形成する支援を行います。サークルの周知方法を工夫し、参加者の増加に努めていきます。また、引き続き本を通じた交流の場を設けていき、本を媒介とした親子の時間の共有や家庭での読書環境の整備につなげていきます。	各公民館 子育て支援課 図書館

3. 仕事と家庭・地域生活の両立を支援します

(1) 多様なニーズに応じた保育サービスの提供

① すべての子育て家庭に対する子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭の保育ニーズに応えられるよう、事業者・関係機関・団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを充実します。

また、親子同士の交流や情報交換の場の提供のほか、保護者の病気や緊急時、育児疲れの解消など、身近なところで子育てをサポートするサービスを充実します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
106	公立幼稚園での預かり保育事業 〔No. 31 再掲〕	保護者の利用ニーズを踏まえ、事業の充実に努めます。	学校教育課
107	一時預かり事業	保護者の仕事や病気などの緊急時、子育てのリフレッシュなどの際に、一時的に乳幼児を預かる事業を実施します。	子育て支援課
108	病児・病後児保育事業	病気の回復期に至らず、当面の症状が急変する恐れのない児童、もしくは、病気の回復期にあって集団保育が困難な児童を一時的に専用の施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子育て支援課
109	認定こども園での地域交流、地域支援、園庭開放	園庭開放などを通して、地域に開かれた場として、地域の子育て世帯への支援と入所児童との交流の機会を提供します。また、すすく子育て応援隊が、入所児童以外の地域の家庭に支援を行います。引き続き地域の子育ての世帯が参加しやすい環境づくりに努め、状況に応じたアプローチ方法を検討していきます。	子育て支援課
110	地域子育て支援拠点事業 〔No. 69 再掲〕	子育て支援センターでは、親子教室、子育て講習会、出前ひろば、子育てに関する相談や情報提供を実施します。また、つどいのひろばを通じて親子の交流の場を提供します。多様化する子育てに関するニーズに対応できるよう、今後も本事業を推進していきます。	子育て支援課
111	ファミリー・サポート・センター事業 〔No. 98 再掲〕	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、認定こども園等への送迎、一時的な預かりなど相互協力活動を促進します。利用会員が子育て終了後、協力会員として登録し、相互に協力して運用できるよう努めていきます。	子育て支援課
112	子育て応援券	保護者の育児負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュすることで育児に前向きに取り組めるように、一時預かりや家事援助などに利用できる子育て応援券を給付し、個々のニーズに合った支援を行います。子育て応援券の周知に努め、利用率を向上させ、より多くの保護者の支援につなげていきます。	子育て支援課

② 働く家庭に対する多様な保育サービスの充実

弾力的できめ細かな保育サービスを提供し、子育て家庭の多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するとともに、子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育めるように努めます。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
113	通常保育	保護者の就労または疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合、保護者に代わり、保育所・認定こども園等での保育を実施します。引き続き適切な入所調整に努めるとともに、子どもの健やかな成長に資する環境づくりに努めていきます。	子育て支援課
114	時間外保育（延長保育）	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増大による長時間保育のニーズに応えるため、通常の保育時間を超えた延長保育を実施します。保育ニーズの多様化に対応できるよう、引き続き保育所・認定こども園にて実施していきます。	子育て支援課
115	障害児保育	障害のある子どもの地域生活を支援するため、保育所・認定こども園と連携して、集団保育を通じて発達の促進を図ります。園児への適切な発達支援を図るために、保護者や関係機関等と連携しやすい関係性を築いていきます。	子ども相談課
116	休日保育	保護者の就労形態の多様化に応えるために、保育所・認定こども園に通所している児童のうち、保護者が日曜、祝日に就労していて、保育が受けられないときに、休日保育を実施します。多様化する保育ニーズにこたえるため、引き続き本事業を継続していきます。	子育て支援課

③ 放課後児童対策の充実

学校終了後、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所を地域との連携のもと確保します。

また、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業を通じ、地域社会の中で、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
117	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、全小学校で開設します。保護者の就労支援を図り、待機児童の解消を目指していきます。	子育て支援課
118	放課後子ども教室〔No. 50 再掲〕	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、また地域のボランティアの方々の協力を得て放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。ボランティアの高齢化がすすんでいるため、運営を担う新たな人材の確保に努めていきます。引き続き、制度の周知に努め、地域社会全体で子どもたちの豊かな成長を育む環境を提供していきます。	社会教育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
119	子どもの生活・学習支援事業	児童扶養手当受給世帯等の児童で、小学3・4年生（定員に達しない場合は小学2・5年生）を対象に学習習慣の定着のための学習支援と基本的な生活習慣の習得支援を実施します。児童扶養手当の現況届提出時に、本事業の利用対象となる児童がいる世帯に対し制度の案内を行うなど周知に努めるとともに、アンケートを取ることで利用者のニーズを確認していきます。	子ども福祉課

（２）仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実

① 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりの推進

男女が仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し、育児休業や介護休業などの各種法制度の普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりへの働きかけに努めます。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
120	仕事と子育ての両立や職場環境改善の啓発事業	市広報紙やチラシの配架、労働問題講座の開催等を通じて、改正育児・介護休業法など労働関係法制度を周知し、仕事と子育ての両立に関する啓発を推進します。	産業戦略課

② 子育て中の家庭への再就職支援

結婚や出産・子育てで会社をいったん退職し、再就職を希望する女性に対して、就労支援を行います。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
121	就労支援事業	再就職を希望する就労困難者を対象に、パソコン講座やフォークリフト講座の開催など、職業能力開発への支援を推進するとともに、引き続き再就職支援として、就労に向けた能力向上の支援を継続して実施し、就労支援講座メニューの充実に努めていきます。	市民協働室
122	めぐりつながりあい事業（キャリアステップかいづか）	子育てをしながら就労を希望する人に対し、子育て世代向け起業セミナーや再就職セミナーなどを開催するとともに、短時間就労やテレワーク就労の機会創出に努めていきます。	子育て支援課

4. 子どもの権利を守り、安全・安心にらせるまちをつくります

(1) 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進

① 人権尊重のための取組

家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利など人権に対する理解を深め、人権意識を高めるための取組を推進します。

大人は常に子どもの視点に立ち、子どもの権利条約に規定されている、生存・保護・発達などの権利を十分保障し、子ども一人ひとりの個性が尊重されるまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
123	人権啓発交流事業	市内小・中学校の人権学習の受け入れに応えるとともに、人権問題（同和問題を含む）を取り入れた講座事業を開催し、人権教育の啓発に努めます。	青少年人権教育交流館
124	男女共同参画意識の普及 〔No. 81 再掲〕	男女がともに家事や育児に参加し、仕事と家庭の調和を実現するために、啓発誌の発行や、フォーラムを開催し、男女共同参画の意識の普及を図ります。また市内の企業や団体等に男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、小・中学校では男女共生教育の充実を図ります。今後も、男性の子育て参加をはじめ男女共同参画を推進する広報・啓発に取り組みます。ジェンダー平等教育推進委員会と連携し、各学校への取組の充実に向けて、情報提供や研修会を実施していきます。	人権政策課 学校教育課
125	教職員・保育教諭の資質の向上	教育・保育現場においては、子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するとともに、教職員等に対する研修に努め、資質の向上を図ります。人権課題の多様性を理解し、多面的・多角的に対応できるように研修を企画・運営していきます。引き続き現場で活かせる内容の研修の実施に努め、質の向上を意識した保育を行い、教諭全体が意識を高められる環境を目指していきます。	学校教育課 子育て支援課
126	子どもの権利を守る相談機能の充実	子育て支援センターにおける相談・指導体制の充実とともに、母子保健事業における子育て相談、主任児童委員や人権擁護委員などとの連携を強化し、地域ぐるみで子どもの権利を守るための支援機能の充実に努めます。今後も子育て支援センターでの相談支援に努め、子育て世帯が地域とつながりを保ち、関係機関と連携し、孤立を防ぐよう努めていきます。子どもの権利が守られるよう各健診等において保護者支援を実施していきます。	人権政策課 子育て支援課 福祉総務課 子ども相談課

② 虐待やいじめ等から子どもを守る取組の推進

児童虐待を防止するため、出産前から子育て家庭が孤立しないよう、関係機関の連携による地域のネットワークの充実や虐待に陥らない親子関係の構築支援に取り組みます。

また、子どもや若者に対するいのちの大切さの学びを深めるとともに、いじめや暴力行為などを防止するため、学校や地域における取組を推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
127	こども相談センター（旧子ども家庭総合支援拠点）の整備	市内在住の子ども及び妊産婦やその家庭すべてを対象とし、幅広く情報収集を行い、適切に支援を実施します。旧子育て世代包括支援センターと旧子ども家庭総合支援拠点をこども相談センターとして位置づけ、要保護児童対策地域協議会の連絡調整を行い、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめ、子育てに関する継続的な支援を行います。保育所・幼稚園・認定こども園や子育て支援センターへの定期的訪問を実施して、情報共有、連携の強化に努め、相談体制の充実を図っていきます。旧子育て世代包括支援センターと合わせて、こども相談センターとして整備していきます。	子ども相談課
128	こども相談センター（旧子育て世代包括支援センター）の整備と連携	妊娠期から子育て期までの子どもとその家庭の状況を把握し、切れ目ない支援を行います。必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。妊娠届時（母子健康手帳発行時）に専門職（保健師・助産師）が面接し妊婦の抱える問題を早期に把握し、妊娠、出産、育児を通して切れ目ない支援を行うため、支援プランの作成を実施していきます。また、必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図っていきます。旧子ども家庭総合支援拠点と合わせて、こども相談センターとして整備していきます。	子ども相談課
129	要保護児童対策地域協議会	関係機関と情報を共有し、要保護児童、要支援児童（家庭）に対して、連携した対応を行います。引き続き虐待の早期発見に努め、ケースのアセスメントから対応まで、関係機関と協同して重層的支援に努めていきます。	子ども相談課
130	養育支援訪問事業	地域・学校及び保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、子育て不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、指導助言を行います。引き続き養育支援が必要な家庭に対し、養育に関する相談、助言を行うことで、適切な養育につながるよう支援していきます。	子ども相談課
131	児童虐待予防啓発の推進	児童虐待もしくは虐待と疑われる行為を発見した場合の通報義務などについて、様々な機会・場を活用し、広く市民に向けた啓発に取り組み、虐待の早期発見、早期対応に努めます。11月の虐待防止推進月間での虐待防止キャンペーンをはじめ、市民に向けた啓発を実施していきます。また、虐待に至るまでにおいて、相談につながることでできるよう、相談窓口の周知を徹底していきます。	子ども相談課
132	教育相談員配置 〔No. 28 再掲〕	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課

③ 障害のある子どもへの支援

子どもの発達・障害に応じた適切なリハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、福祉、教育等の相互の連携を深め、障害のある子どもの健全な発達のための総合的な支援を推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
133	特別支援教育の推進	特別支援教育に関する教職員の研修の機会を充実します。また、巡回教育相談員による特別支援に関わる教育相談活動を充実するとともに、発達検査を実施し、児童生徒に対し適切な支援ができるように助言を行います。引き続き発達相談員と市リーディングチームが特別支援教育に関わる教育相談活動を行っていきます。	学校教育課
134	障害児介助員設置	障害のある児童生徒が、円滑な学校生活を行うことができるように、障害の程度に応じて介助員を配置することで、教育環境の充実に努めます。今後もすべての児童生徒にとって、より良い教育環境を整えられるよう、適切な介助員の配置に努めていきます。	学校教育課
135	障害児加配講師設置	公立幼稚園では、障害のある園児が、安全で楽しく幼稚園生活を送ることができるように、園児の障害に応じて加配講師を配置するなど望ましい保育環境の充実に努めます。今後も園児にあった環境を整えられるよう、適切な加配講師の配置に努めていきます。	学校教育課
136	障害児保育 〔No. 115 再掲〕	障害のある子どもの地域生活を支援するため、保育所・認定こども園と連携して、集団保育を通じて発達の促進を図ります。園児への適切な発達支援を図るために、保護者や関係機関等と連携しやすい関係性を築いていきます。	子ども相談課
137	障害のある青少年等の生活自立支援と居場所づくり	障害のある青少年が取り組める活動を充実します。また、活動を支援するボランティアグループと連携し、障害のある青少年の居場所づくりや社会参加の促進を支援します。受講者の意欲や達成感を引き出せるよう、プログラムの検討や、受講者が主体的に関われるように支援していきます。	各公民館
138	発達障害を理解するための事業	発達障害の子どもの交流及び居場所づくり、また発達障害への理解とその子どもをもつ親同士の交流を深めるための取組を充実します。受講者増加のため、周知方法を検討していきます。	山手地区公民館
139	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	障害のある児童が安全に過ごすことができるよう、介助指導員を配置することで、望ましい保育環境の充実に努めます。	子育て支援課
140	障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業	障害児に対し、ホームヘルプ、ショートステイ、日中一時支援、ガイドヘルプ、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）の費用の一部を市が負担します。今後もサービスの提供を行うとともに、高齢化や親亡き後を見据えた支援体制の整備を進めていきます。	障害福祉課 子ども相談課
141	福祉タクシー	重度の障害児（者）に対し、タクシー運賃の一部を助成します。	障害福祉課
142	障害児福祉手当 〔No. 92 再掲〕	20歳未満であって、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に支給します。	障害福祉課
143	重度障害者介護支援給付金	重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害児（者）の介護者に支給します。	障害福祉課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
144	特別児童扶養手当 〔No. 93 再掲〕	重度または中度の障害がある 20 歳未満の方を養育している人に支給します。	障害福祉課
145	補装具・日常生活用具 給付事業	障害児（者）に対し、障害を補うための用具の購入費の一部を助成します。	障害福祉課
146	難聴児に対する補聴器交 付事業	軽度難聴児の言語及び生活適応訓練を促進し、障害を抱える子どもの健やかな発達を支援するため、補聴器の交付及び修理・交換に要する費用の一部を助成します。	障害福祉課
147	重度障害者紙おむつ 給付事業	学齢児以上の居宅生活をされている重度の障害児（者）で、寝たきりなどの状態にあり常時紙おむつをする必要がある方に対し、紙おむつ給付券を支給します。	障害福祉課
148	水道料金等の福祉減免	特別児童扶養手当受給者を含む世帯に対し、水道料金等の減免を行います。（下水道使用料含む）	上下水道営業課
149	早期療育体制の充実	障害のある、または、その可能性のある子どもの早期発見・療育を図るため、障害児通所施設の充実を図ります。また、発達障害など保護者の気づきや受容、周囲の理解が必要な場合にも、個々に応じた相談支援を進めます。	子ども相談課
150	通級指導教室の充実	通級指導教室において、個々の児童生徒のニーズに応じた指導・支援（発音・発語指導、ソーシャルスキルトレーニング、教科指導の補充等）の充実に努めます。市内の通級指導教室に通う児童の中で、希望者が集まってソーシャルスキルトレーニングを実施していきます。また、担当者に対して連絡会や研修会を実施し、スキルアップを図っていきます。	学校教育課
151	肢体不自由児者訓練 委託事業	障害児（者）の健康管理を目的とした機能訓練指導や療育指導を行います。	障害福祉課

④ 外国籍・帰国児童への支援

言語も文化も習慣も異なる外国籍の子どもや家庭が地域で安心して生活できるよう、多文化共生に理解を深める教育・啓発に取り組めます。

また、外国籍の子どもや帰国児童が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることがないように必要な支援を実施します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
152	多文化共生に関する理解 の促進	国籍や民族等の違いによる多様な文化・価値観に対し寛容な心を持ち、日本人と外国人がともに生活できる社会をつくるため、日本人・外国人双方に対し異文化の積極的な理解を促す取組を推進します。今後も、広報誌への掲載やセミナー等を開催し、多文化共生への理解をすすめる広報・啓発に取り組んでいきます。	魅力づくり推進課 人権政策課
153	在日外国人及び帰国・ 渡日の児童生徒に対する 指導	在日外国人や帰国・渡日者の増加を踏まえ、学校生活や就学・進路選択のための指導や支援を実施します。日本語指導が必要な児童生徒をしっかりと把握し、支援の充実を図っていきます。また、多言語進路ガイダンス等への参加を促し、就学・進路選択への支援を実施していきます。	学校教育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
154	帰国・渡日の児童生徒への支援	帰国・渡日の児童生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むとともに、日本語によるコミュニケーション能力の向上を目的に、小・中・義務教育学校に日本語指導担当教員を配置し、日本語指導の充実を図ります。 また、令和6年度は東小学校に2名、中央小学校に1名の日本語指導担当教員を配置し、個別に日本語指導を実施します。 さらに、学習言語の理解が難しい児童生徒に日本語指導通訳支援員を派遣し、生活面や学習面での支援を実施していきます。	学校教育課
155	外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣します。	学校教育課

(2) 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進

① 関係機関がつながる相談支援体制の整備

地域をはじめ、教育、福祉等の関係機関との連携を図り、困難を抱える子育て家庭を早期の段階で発見し支援につなぐなど、家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。

また、地域や教育、福祉等の関係機関の支援やネットワークを活用し、包括的な相談支援体制を整備します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
156	こども相談センター（旧子ども家庭総合支援拠点）の整備 【No. 127 再掲】	市内在住の子ども及び妊産婦やその家庭すべてを対象とし、幅広く情報収集を行い、適切に支援を実施します。旧子育て世代包括支援センターと旧子ども家庭総合支援拠点をこども相談センターとして位置づけ、要保護児童対策地域協議会の連絡調整を行い、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめ、子育てに関する継続的な支援を行います。保育所・幼稚園・認定こども園や子育て支援センターへの定期的訪問を実施して、情報共有、連携の強化に努め、相談体制の充実を図っていきます。旧子育て世帯包括支援センターと合わせて、こども相談センターとして整備していきます。	子ども相談課
157	こども相談センター（旧子育て世帯包括支援センター）の整備と連携 【No. 128 再掲】	妊娠期から子育て期までの子どもとその家庭の状況を把握し、切れ目のない支援を行います。必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。妊娠届時（母子健康手帳発行時）に専門職（保健師・助産師）が面接し妊婦の抱える問題を早期に把握し、妊娠、出産、育児を通して切れ目のない支援を行うため、支援プランの作成を実施していきます。また、必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図っていきます。旧子ども家庭総合支援拠点と合わせて、こども相談センターとして整備していきます。	子ども相談課
158	要保護児童対策地域協議会 【No. 129 再掲】	関係機関と情報を共有し、要保護児童、要支援児童（家庭）に対して、連携した対応を行います。引き続き虐待の早期発見に努め、ケースのアセスメントから対応まで、関係機関と協同して重層的支援に努めていきます。	子ども相談課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
159	拡大地域ケア会議	地域で支援を必要とする人を発見し支援へつなげる取組として、各町会で開催するコミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、民生委員・児童委員が参加する拡大地域ケア会議を支援します。	福祉総務課
160	自立相談支援機関と他機関との連携	生活に困難を抱える人が自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健所等の関係機関と連携し、支援・相談ができる体制づくりに努めます。	市民協働室
161	学校との連携強化	小・中学校に配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと、子ども・子育て支援に関わる課や児童相談所等関係機関との連携を強化します。継続して、家庭児童相談員と連携するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも情報共有を進める。また、学校教育課と子ども相談課の兼務職員が中心となり、ヤングケアラーの啓発活動等に努め、さらなる連携を図っていきます。	学校教育課

② 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

子どもたちが家庭環境や世帯の所得に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた支援を推進します。また、子どもそれぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育むための活動や孤立しないような居場所の提供を地域と連携して推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
162	まなび舎事業 〔No. 34 再掲〕	子どもたちの学力向上を目指して放課後の自主学習を推進します。また、事業を担う放課後学習支援アドバイザーの確保に努めます。アドバイザーについては、教育実習を経験した各校の卒業生等に依頼し、より子どもたちのニーズに合うよう改善を図っていきます。	学校教育課
163	子どもの生活・学習支援事業 〔No. 119 再掲〕	児童扶養手当受給世帯等の児童で、小学3・4年生（定員に達しない場合は小学2・5年生）を対象に学習習慣の定着のための学習支援と基本的な生活習慣の習得支援を実施します。児童扶養手当の現況届提出時に、本事業の利用対象となる児童がいる世帯に対し制度の案内を行うなど周知に努めるとともに、アンケートを取ることで利用者のニーズを確認していきます。	子ども福祉課
164	進路選択支援相談 〔No. 75 再掲〕	個別相談や出張相談会を通じて、奨学金制度や貸付制度についての相談に応じます。	青少年人権教育交流館
165	子ども食堂支援事業 〔No. 103 再掲〕	食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動に対して支援を行います。開設相談、食材支援や情報提供等を実施しながら、地域で活動する子ども食堂を支援していきます。	子ども相談課
166	放課後子ども教室 〔No. 50 再掲〕	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、また地域のボランティアの方々の協力を得て放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。ボランティアの高齢化がすすんでいるため、運営を担う新たな人材の確保に努めていきます。引き続き、制度の周知に努め、地域社会全体で子どもたちの豊かな成長を育む環境を提供していきます。	社会教育課

③ 支援を要する子ども・世帯を支える取組の推進

生活に困窮する家庭の保護者に対し、就労相談や資格取得等、就労に向けた支援を行うとともに、各種手当などを活用し経済的負担の軽減を図るなど、安定的な生活に必要な基盤の確保を支援します。

ひとり親家庭に対しては、子育て、就労など生活全般にわたる相談や子育て支援を総合的に行うことを通じて、様々な悩みや不安の解消と自立を促す取組を推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
167	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・住居確保給付金等）や児童関係機関等と連携した包括的な支援を実施します。	福祉総務課
168	生活保護制度	生活に困窮している世帯に対して最低限度の生活を保障するために必要な給付を行うとともに、自分たちの力で生活していけるよう支援します。就労意欲を喚起する支援を行うとともに、就労支援員とケースワーカーがハローワークとの連携を強化し、きめ細やかな就労支援を行っていきます。	生活福祉課
169	児童扶養手当 〔No. 88 再掲〕	父母の婚姻の解消等により父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり、18 歳未満の児童等を養育している父または母や養育者に対して、手当を支給します。	子ども福祉課
170	ひとり親家庭医療の助成 〔No. 90 再掲〕	ひとり親家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課
171	大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度 〔No. 91 再掲〕	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を援助するための資金貸付を受け付けます。相談者に対し、各種貸付制度について丁寧に説明を行い、適切な制度利用につなげていきます。	子ども福祉課
172	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、助言を行います。母子・父子自立支援員を中心とした、ひとり親家庭が抱える問題に対するきめ細やかなサポート体制を整えていきます。	子ども福祉課
173	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において父または母・子の病気や父または母の出張などにより、一時的な生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。一時的な生活援助が必要となったひとり親家庭に対し、必要な支援が届くよう、制度の周知を図るとともに、家庭生活支援員の確保に努めていきます。	子ども福祉課
174	就学援助事業 〔No. 86 再掲〕	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けることができるように就学に要する経費の一部を支給します。	学校教育課
175	奨学金制度	向上心に富みながら、経済的な理由により修学が困難なために、教育の機会均等を図るため、奨学金の貸付けを行います。社会経済情勢等を踏まえつつ、適宜奨学生選考基準の見直しを実施していきます。また、返還支援として貝塚市奨学資金企業代理返還制度も設けています。	学校教育課
176	出産費用の助成 〔No. 94 再掲〕	経済的に困窮する妊産婦を対象に出産費用の一部を助成します。	子ども福祉課
177	水道料金等の福祉減免	児童扶養手当受給者を含む世帯に対し、水道料金等の減免を行います。（下水道使用料含む）	上下水道営業課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
178	ひとり親に対する就労支援事業	ひとり親家庭の父または母の就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座の案内など、職業能力開発への支援を推進します。物価高騰の影響により家計が悪化するケースの増加が見込まれる中、きめ細やかな聞き取りにより相談者のニーズを把握した上でよりよい就労につながるよう支援を行っていきます。	子ども福祉課
179	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の就労支援を行うために、相談者ごとのプログラムを策定し自立支援を図ります。	子ども福祉課
180	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が、市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後等に受講料の一部を支給します。	子ども福祉課
181	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の父または母が、経済的自立に効果的な資格を取得するために修業する場合、生活費の一部を給付します。	子ども福祉課
182	就労支援事業 〔No. 121 再掲〕	就職を希望する就労困難者を対象に、パソコン講座やフォークリフト講座の開催など、職業能力開発への支援を推進するとともに、引き続き再就職支援として、就労に向けた能力向上の支援を継続して実施し、就労支援講座メニューの充実に努めていきます。	市民協働室
183	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	家庭において、児童を養育することが一時的に困難になった場合、緊急一時的に児童を預かります。仕事等でやむを得ない場合だけではなく、レスパイト（休養）としての利用も促し、子育て世帯を支えています。	子ども相談課
184	夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	平日の夜間または休日において、仕事等の事由により児童の保護者が不在となった場合に施設において、当該児童を保護し食事や入浴など生活援助を行います。仕事等でやむを得ない場合だけではなく、レスパイト（休養）としての利用も促し、子育て世帯を支えています。	子ども相談課

(3) 子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実

① 子育てにやさしい生活環境の整備

良好な住宅環境の確保をはじめ、道路や公共施設における「子育てバリアフリー」を推進し、子育て家庭の豊かな生活環境づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
185	福祉のまちづくりの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基つき、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めます。市営住宅の改修等においては、バリアフリー化を進めていきます。引き続き整備や行政指導を実施していきます。	障害福祉課 建築住宅課 道路整備課 都市計画課
186	安全な道路環境の整備	通学路交差点の歩行者が待機する歩道部において、危険箇所を把握し防護柵の設置など、安全な通行環境の整備に努めます。	道路整備課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
187	施設における生活環境の整備	小・中学校をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、その他保育施設について、児童生徒のみならず地域の子育て世帯が集え、安全・安心に過ごせる環境の充実を図ります。学校施設については老朽化が進んでおり、限られた予算の中で、計画的に改修を進めていきます。	子育て支援課 教育総務課
188	赤ちゃんの駅	外出中に授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、安心して外出できる環境を整えます。また、授乳やおむつ替えができる車両「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出します。	子育て支援課

② 犯罪や交通事故のない安全なまちづくり

子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図るとともに、子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化のための取組を推進します。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
189	学校安全教育の推進	児童生徒の安全教育及び安全を守る活動として、子どもの安全見まもり隊、青色パトロールの巡回、スクールガードリーダーによる登下校見守りを行います。関係機関と連携し交通安全指導（教育）を実施していきます。	学校教育課
190	交通安全教育	子どもを交通事故等から守るため、春・秋の2回、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の児童生徒を対象に貝塚警察署交通課と連携し、交通安全指導（教育）と歩行・自転車の実技指導を実施します。	道路整備課
191	「子ども 110 番の家」運動	地域における子どもの安全確保を図るため、市PTA協議会が主体となって取り組んでいる「子ども 110 番の家」運動を支援します。	社会教育課
192	地域と連携した見守り活動	交通安全フェスティバルなどのイベント開催や登下校時の見守り、あいさつ運動の推進など、地域ぐるみで子どもの安全、交通事故防止に関する啓発や取組を推進します。	地区福祉委員会 (社会福祉協議会)
193	市内巡回パトロール事業	子どもを犯罪から守る取組として、青色パトロール車で、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校などを中心に、市内一円のパトロールを実施します。	危機管理課
194	こ・あ・らメール配信事業	子どもの安全を守るために、希望する保護者等に、貝塚市内で発生した子どもに危害の及ぶおそれのある情報をメールで発信します。	危機管理課
195	防犯灯・防犯カメラ設置事業	町会・自治会からの要望に基づき、防犯上不安のある場所への防犯灯の新設・取替えを行います。また、犯罪抑止効果の高い場所に防犯カメラの設置を行い、町会・自治会が防犯カメラを設置する場合、助成を行います。	危機管理課
196	社会環境浄化活動の推進	青少年指導員連絡協議会とともに、非行防止やインターネットの危険性を訴える街頭啓発を行うなど、青少年の健全な育成を促進する環境づくりに取り組みます。未成年と接する機会が多い場所において、非行防止等の啓発活動を定期的に行っていきます。	青少年教育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
197	青少年健全育成啓発事業の推進	暴走族追放・少年非行防止街頭啓発を行うとともに、水間寺の餅まき、十日戎、夜店、お盆、夏・秋祭りなどにおいてパトロールを実施し、青少年の健全育成を促進します。各校区において、地域の青少年指導員の方々が夜間パトロールを行うなど、子どもたちが安心して活動できる地域づくりに向けた活動を継続していきます。	青少年教育課
198	青少年問題協議会の充実	青少年問題協議会を通じて、関係機関や市民関係団体との連携を図り、青少年の健全育成に対する理解を促進するとともに、青少年にふさわしい環境づくりに取り組みます。青少年健全育成のため、青少年を取り巻く環境の把握に努め、講演内容を工夫していきます。	青少年教育課